令和5年第10回 湧別町農業員会総会議事録												
1.	会	期		令和5年10月31日(火) 11時00分 開会 11時40分 閉会								
2.	場	所		上湧別コミュニティセンター 2階大会議室								
3.	議	件										
日	程	第	1	議事録署名委員の指名について								
日	程	第	2	会期の決定について								
日	程	第	3	諸般の報告について								
日	程	第	4	議案第1号 現況証明願いについて								
日	程	第	5	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について								
日	程	第	6	議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規 定による農用地利用集積計画の決定について								
				以 下 余 白								

4. 委員の出席状況(出席委員)													
1	安藤	弘司					3	松橋	聡				
5	井上	靖	6	澤口	ク	人美	7	和田	利弘				
9	山崎	幸一	10	久保	‡	石也	11	渡辺	健一				
			14	秋葉	秦 宏之		15	花木	慶喜	慶喜 1		松田	和浩
			18	追永	追永 直哉						20	髙久	輝喜
			22	三澤	:	実	23	藤井	和人		24	松下	真二
25	吉村	智之											
5. 欠 席 委 員													
	2	2 佐藤		輝美		4 北谷		_ .	8 千疸		葉	実	
	12	12 中原		M美 15		井上	豊		17 島		片田 宗央		
	19	19 姉崎		淳一 21		羽田	雄一						
6.	事	務	局										
	事務	事務局長		宮本 則幸			主		事 野村		村	亮太	
			_										

議長

定刻になりましたので、只今から令和5年第10回湧別町農業委員会総会を開会致します。

本日の出席委員は、17名で過半数に達しておりますので、湧別町 農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、湧別町農業委員会会議規則第14条の規定により本日の議事録署名委員は、9番山﨑委員及び10番久保委員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。おはかりします。本総会の 会期は、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって会期は本日1日とすることに決定 致しました。

日程第3、諸般の報告についてを議題とします。前回、総会以降の 行事について、事務局長より報告させます。

事務局

令和5年9月28日に開催されました令和5年第9回湧別町農業 委員会総会以降における活動状況についてご報告申し上げます。

10月3日(火)、湧別町農協芭露支所において農用地あっせん会議が開催され、これに追永委員、羽田委員が出席しております。

10月23日(月)、コミュニティーセンター1階大会議室において農用地あっせん会議が開催され、これに松田委員、花木委員が出席しております。

本日、令和5年第10回湧別町農業委員会総会を開催致しております。以上、活動状況の報告と致します。

議長

日程第4、議案第1号を議題とします。事務局に議案の朗読説明を させます。

事務局

議案書の2ページをご覧下さい。議案第1号、現況証明願いについて。別紙の者より、土地の現況証明願いの提出があったので、別紙のとおり証明するものであります。本総会において1件提出されております。

内容を説明しますので、議案書の3ページをご覧下さい。その1、証明願出人、所有者ともに 北兵村三区、●●●●さんです。土地の所在ですが、北兵村三区●●番●で、地目は公簿が畑で現況が農地・採草放牧地以外であり、面積は420㎡で、利用状況は宅地で、申請の理由につきましては、地目変更登記のためで、現況証明農業委員は姉崎委員、藤井委員、和田委員でございます。

(別冊資料1ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第1号の採決を行います。おは かりします。本案は原案の通り決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案の通り可決されました。

日程第5、議案第2号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書4ページをご覧下さい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について。農地法第5条の規定により、別紙の者より農地転用の許可申請の提出があったので、許可相当の可否について審議し、許可相当の回答がなされた期日以降に、農地法第5条の規定による許可書を申請者に交付することを決議するものです。また、北海道農業会議への意見聴取を必須とする案件については、北海道農業会議から許可相当の回答がなされた期日以降に、許可書を申請者に交付することを決議するものであります。本総会において、1件の許可申請書が提出されております。

内容を説明いたしますので議案書の5ページをご覧ください。

番号1番。譲渡人が富美、●●●●さん。譲受人が富美、●●●● さんです。申請地の所在ですが、富美●●番●の内で面積は2,500㎡です。転用目的及び転用理由はバンカーサイロ建設のためであり、権利の種類は使用貸借権、事業費は18,700千円で、別添審査表のとおり、すべての要件を満たしているものと考えます。

(別冊資料2ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第2号の議案について質疑を行います。農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限により●●番 ●●委員の退席をお願いします。暫時休憩します。

(●●委員退席)

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第2号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。 ●●番 ●●委員の制限を解きます。 暫時休憩します。

(●●委員着席)

日程第6、議案第3号を議題とします。事務局に議案の朗読説明をさせます。

事務局

議案書の7ページをご覧下さい。議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、湧別町長より決定を求められたので、別紙の農用地利用集積計画について、農業委員会の議決を求めるものでございます。本総会において、所有権移転が1件、賃借権が6件提出されております。

内容の説明をしますので、議案書の8ページをご覧下さい。

まず、所有権移転でございます。番号1番、所有権の移転をする者は、計呂地、●●●●さんで、所有権の移転を受ける者は、志撫子、

- ●●●●さんでございます。所有権移転に係る土地の所在は、志撫子
- ●●番●外計2筆で合計面積は31,116㎡であり、利用権設定等の種類は所有権で、成立する法律関係は売買であり、利用目的は何れ

も普通畑でございます。所有権移転の時期でございますが、令和5年10月31日で、対価の支払い時期につきましては、令和5年11月30日となっており、土地の引渡し時期は対価の支払日で、売買価格につきましては、432, 000円でございます。

(別冊資料3ページにより位置説明)

続きまして議案書の9ページをご覧下さい。賃借権でございます。番号1番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、東●●番●外計3筆で合計面積は5,282㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は31,000円でございます。

(別冊資料4ページにより位置説明)

続きまして番号2番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、芭露、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計32筆で合計面積は155,650㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は466,000円でございます。

(別冊資料5~7ページにより位置説明)

続きまして番号3番、利用権の設定をする者は、計呂地、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、志撫子、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、志撫子●●番●外計2筆で合計面積は2,746㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年11月30日までの10年間となっており、賃貸価格は8,000円でございます。

(別冊資料8ページにより位置説明)

続きまして議案書の10ページをご覧下さい。番号4番、利用権の設定をする者は、札幌市、●●●●さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●●●●さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区●●番●の内外計2筆で合計面積は36,500㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃

貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は292,000円でございます。

(別冊資料9ページにより位置説明)

続きまして番号5番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●● ● さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●● ● さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区● ●番● 外計2筆で合計面積は14,637㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は117,000円でございます。

(別冊資料10ページにより位置説明)

続きまして番号6番、利用権の設定をする者は、北兵村三区、●● ● さんで、利用権の設定を受ける者は、北兵村三区、●● ● さんでございます。利用権設定に係る土地の所在は、北兵村三区 ● ● 番●で面積は19,673㎡であり、利用権設定等の種類は賃借権で、成立する法律関係は賃貸借であり、利用目的は何れも普通畑でございます。利用権の期限でございますが、本日、令和5年10月31日から令和15年12月31日までの10年間となっており、賃貸価格は157,000円でございます。

(別冊資料11ページにより位置説明)

以上で説明を終わります。

議長

これから議案第3号の質疑を行います。質疑ございませんか。

委員一同

(なしとの声)

議長

質疑なしと認めます。これから議案第3号の採決を行います。おはかりします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員一同

(異議なしとの声)

議長

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決されました。

本総会に付された議案は、すべて終了しました。 議長 これで令和5年第10回湧別町農業委員会総会を閉会します。 閉 会 11時40分 この議事録は、事務局長が記載したものであるが、その正確を証す るため、ここに署名する。 議 長 署名委員 署名委員